

「不動産登記規則等の一部を改正する省令案」に対する意見書

2024年（令和6年）3月22日

日本弁護士連合会

1 意見の趣旨

2024年（令和6年）2月21日に公表された「不動産登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集に関して、当連合会は、同省令案（以下「本改正案」という。）に賛成する。

特に、商業登記簿の附属書類を閲覧する際に、ウェブ会議システムにより閲覧できるようになる点については、今後、代表取締役等の住所が証明書やオンラインに表示されなくなる場合が増加することが予想されるため、利害関係人（代理人である弁護士を含む。）が代表取締役等の住所を入手するために登記簿の附属書類を閲覧する手続を容易にする手段として、その実現は必要不可欠である。

さらに、ウェブ会議システムにより登記簿の附属書類を閲覧する際に録画を行うことができる点についても、証拠化が可能になるという観点から、非常に重要であるため、その運用が確実になされることを強く求める。

また、詐欺商法といった消費者被害等からの救済のための調査の必要性からも、会社代表者の住所について弁護士による職務上請求制度の創設や登記の附属書類の閲覧を申請できる「利害関係」を有する者の解釈を柔軟化についても、引き続きその実現を強く求める。

2 意見の理由

登記簿の附属書類の閲覧がウェブ会議システムにより行えるようになることは、閲覧の手段が増えることにより必要な情報の入手がより容易になるため、賛成する。

特に、商業登記については、法務省が2023年（令和5年）12月26日に意見募集を行った商業登記規則等の一部を改正する省令案（以下「代表者住所についての省令案」という。）において、株式会社の代表者の住所を、プライバシー保護の観点から、登記事項証明書、登記事項要約書及び登記情報提供サービスにおいて一部表示しないこととする措置を講ずることについて、意見募集が行なわれたところである。しかし、当該意見募集にあたって当連合会が提出した2024年（令和6年）1月17日付けの意見書でも述べたとおり、会社代表者の住所

は一定の場合に会社の普通裁判籍の基準や送達場所となるものであり、また、会社を利用した詐欺商法といった消費者被害をもたらす犯罪のための調査の手段として会社代表者住所を知ることが重要であるところ、代表者住所についての上記措置の省令案が施行されれば、株式会社の代表者の住所を登記事項証明書、登記事項要約書又は登記情報提供サービスによって知ることができない場合が増加することが予想され、上記の必要性のために利用することが困難になる。したがって、利害関係人が会社の代表者の住所の記載された登記簿の附属書類を閲覧する手続を容易化することが必要であり、本改正案は弁護士が職務上の必要性から代表者の住所を知るための方法の一つといえるため、その実現は重要であると考え

る。

また、本改正案の概要の中で、参考として、閲覧の請求人が登記官の指示の下、録画等を行うことができる旨が記載されているが、この点は、訴訟等において登記簿の附属書類の内容を証拠として利用するために重要であるため、そのような運用が確実になされることを強く求める。

さらに、当連合会は、上記のような場合に会社代表者の住所を知ることの重要性に鑑み、本改正案の施行により実現する登記簿の附属書類の閲覧の容易化に加え、詐欺商法といった消費者被害等をもたらす犯罪において、消費者被害等を救済するための調査のために一定の場合に公開されることが必要であるという観点からも、会社代表者の住所についての弁護士による職務上請求制度の創設や、登記簿の附属書類の閲覧を申請できる「利害関係」を有する者の解釈の柔軟化についても、引き続きその実現を強く求める。

以 上